

○ 休憩時間は労働者の権利です！

食事や休憩時間を キチンと とれていますか？

電話番号をしながらの昼休みは
休憩時間にはあたりません！

手待ち時間は労働時間です！

会社は、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を与えなければなりません。

手待ち時間は取引先の事業場で担当者を待ったり、工場に必要な材料の到着を待つ場合などの時間です。労働者はその間、業務にとりかかれる状態で精神を緊張させていなければなりません。一見暇そうにみえても、この時間は労務の提供をしているため労働時間であり、休憩時間ではありません。昼休みの受付・電話番号なども同様です。



ひとりで
悩まずに
相談してね。

W E L C O M E !!

困った時、悩んだ時、いつでもあなたをサポート！



ひとりでも誰でも入れる労働組合

連帯ユニオン

TEL06-6583-5546
www.rentai-union.com

相談無料
秘密厳守

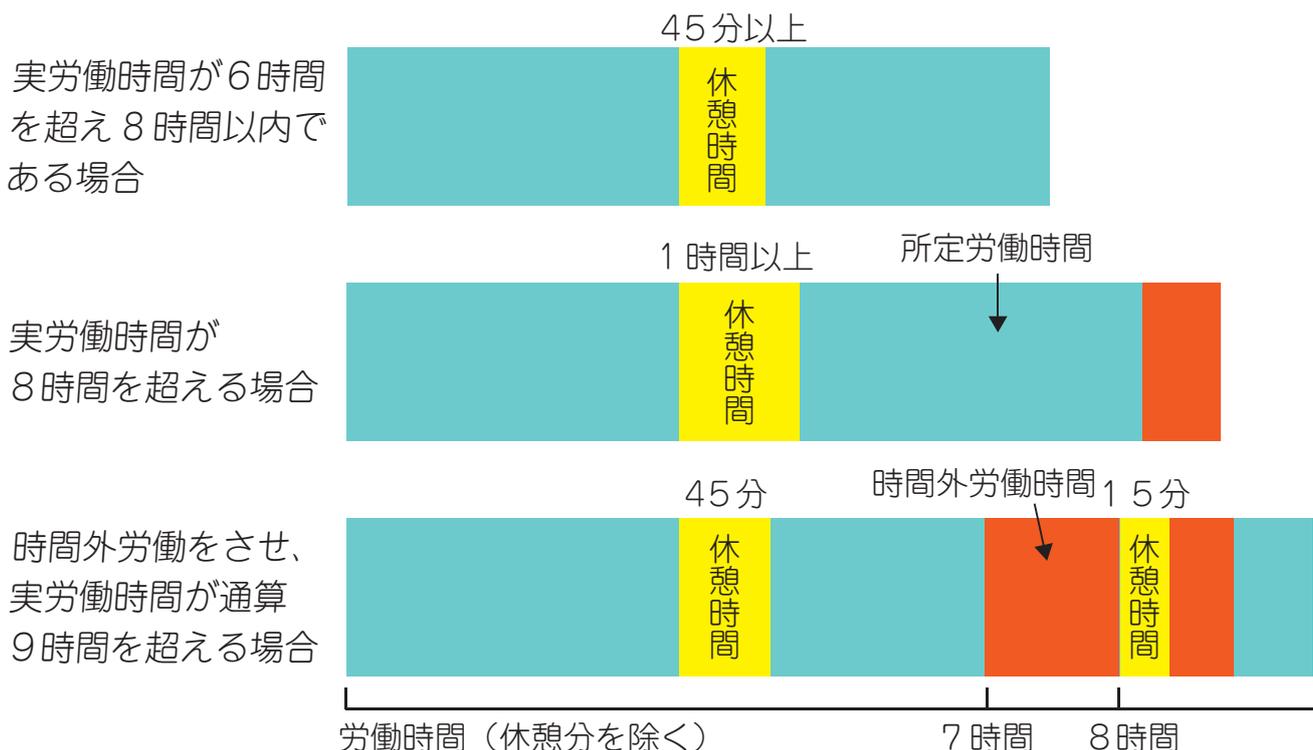


法律は活用しないと
意味がありません!

職場環境を改善するために 連帯ユニオンに加入しよう!

労働基準法第34条第1項では、「休憩は、労働時間の途中に与えなければならない」と規定されています。始業後すぐに休憩を与えたり、終業直前に休憩を与えることは、労働

時間の途中に与えたことになりませんので違法と判断されます。仕事の指示を待っているような待機時間は、働かないことが保障されていませので休憩時間には該当しません。



☆法律では、休憩時間の最低基準を定めていますが、最長限度については、何も定めがありません。

労働時間	必要な休憩時間
6時間を超え、8時間まで	45分
8時間を超える場合	60分

休憩時間は、権利として労働から離れることを保障した時間であるため、会社は労働者が休憩時間を自由に利用できるようにしなければなりません。

ただし、一定の拘束を受けることはやむを得ないとされている。例えば、事業の規律を保持するために必要な制限を加えたり、休憩時間中の外出に対して許可を受けさせることは必ずしも違法とはなりません。

法律は守らせてこそ生きてくる



罰則



法定の休憩を与えなかった場合や一斉に与えず若しくは自由に利用させなかった場合には、使用者に対し、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。